

金沢市空き家等適正管理費補助金交付要綱

(令和8年6月25日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災、防犯、衛生、景観等の地域における生活環境の保全を図るため、空き家等の適切な管理に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成27年条例第54号）で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 法定代理人 親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人をいう。

(2) 管理事業 空き家等の適正な管理に必要な行為で、次に掲げるものをいう。

ア 見回り、点検、通気及び通水

イ 除草及び樹木の剪定

ウ 防草シートの設置（設置に伴う整地作業及び砂利敷き作業を除く。）

エ 害虫及び害獣の駆除（シロアリ駆除を除く。）

オ その他市長が必要と認めるもの

(3) 管理業者 管理事業を行う者であって、当該空き家等の所在地が記載された見積書及び領収書を発行することができるものをいう。

(補助対象空き家等)

第3条 補助金の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 金沢市内に存すること。

(2) 個人の所有であること。

(3) 一戸建ての住宅又は兼用住宅の用途に供する建築物であること。

(4) 同一敷地内に、居住その他の使用がなされている別の建築物がないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 補助対象空き家等の所有者（当該所有者が死亡している場合は、その法定相続人）

(2) 前号に掲げる者の法定代理人又は家族信託の受託者であって、補助対象空き家等に係る管理権限を有する者

(3) 不在者の財産の管理人、相続財産の清算人、所有者不明土地管理人、所有者不明建物管理人、管理不全土地管理人又は管理不全建物管理人であって、補助対象空き家等の管理権限を有する者

(4) 民法（明治29年法律第89号）第940条の規定により補助対象空き家等又はその敷地の管理義務を負う者

(5) その他市長が特に認める者

（補助金の交付）

第5条 市長は、補助対象者で市税を完納している者に対し、次条に規定する補助対象事業に要する費用の一部を毎年度予算の範囲内で補助することができる。ただし、この補助金の交付対象期間は、最初に補助金の交付決定を受けた年度を初年度とし、当該年度から起算して3か年度を上限とする。

（補助対象事業）

第6条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象空き家等に係る、次に掲げる事項の全てに適合するものとする。

(1) 管理事業であること。

(2) 補助対象者が管理業者に請け負わせ、適法に実施するものであること。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象事業に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、50,000円を超えないものとする。

（補助金交付申請）

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときには、補助対象事業に着手する前に、市長が別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たって、必要があると認めるときは、当該空き家等について

立入調査を行うものとする。この場合において、当該申請をした者は、調査に協力しなければならない。

(補助金交付変更申請)

第10条 補助対象者は、前条第1項の決定後において、補助対象事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長が別に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助対象事業の内容と異なる事業を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既にこの要綱の規定による補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第12条 補助対象者は、第9条第1項の決定後において、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長が別に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

(完了実績報告)

第13条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに市長が別に定める報告書により、市長に報告するものとする。

(額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告の内容の審査により、当該報告に係る事業の成果が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の額の確定後、補助対象者から提出される請求書に基づき、当該補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

(適用除外)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金を交付しない。

- (1) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた補助対象空き家等で初回の補助金の交付を受けた年度を初年度とし、当該初年度から起算して3か年度を経過した場合
 - (2) 他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となる場合
 - (3) その他補助金の交付が不適當であると市長が認める場合
- (雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。